

# 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施要領

17農会第1497号  
平成18年3月31日  
一部改正 18農会第1388号  
平成19年3月27日  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 目的

本事業は、農林水産・食品産業分野における新産業・新事業の創出を促進するとともに、農林水産・食品関連産業など食料産業等が直面する諸課題や政策課題の解決に資するため、民間企業等が大学、独立行政法人試験研究機関、地方公共団体の研究機関又は高等専門学校（以下「公的研究機関」という。）の有する技術シーズを活用して、これらの機関と連携して行う技術開発を支援することにより、我が国の食料産業等の活性化を図ることを目的とする。

## 第2 事業内容

本事業においては、第4に掲げる事業実施主体が、次の事業を実施するものとする。

- 1 第3に定める研究対象分野における技術開発
- 2 1に定める技術開発を支援するための、
  - (1) 技術開発課題の推進方法に関する調査及び審議を行う学識経験者等から成る推進会議の設置及び運営
  - (2) 技術開発課題に関する助言、指導及び調査
  - (3) 技術開発課題の成果の普及

## 第3 研究対象分野及び技術開発課題の公募

- 1 本事業においては、以下に定める研究対象分野について技術開発課題を公募する。
  - (1) 新産業・新事業創出
  - (2) 食品産業の競争力強化推進
  - (3) 新たな病害虫・雑草管理推進
  - (4) 農業構造改革加速化促進
  - (5) 地域材利用拡大推進
  - (6) 健全な森林力増進
  - (7) 水産業構造改革加速化促進
- 2 本事業に応募する技術開発課題は、以下の要件をすべて満たすものとする。
  - (1) 本事業の実施計画において核となる技術が、民間企業等の研究機関（以下「研究機関」という。）が連携する公的研究機関の有する特許等の技術シーズであること
  - (2) 研究機関が、公的研究機関に技術開発の一部を委託すること
  - (3) 公的研究機関の person 費は補助対象外とし、事業実施期間中の技術シーズの使用料は無償とすること

#### 第4 事業実施主体

第2の1に掲げる技術開発を行う事業実施主体は研究機関とし、第2の2の業務を行う民間団体等（以下「支援機関」という。）と密接な連携の下、本事業を実施するものとする。

#### 第5 研究期間

研究期間は、技術開発課題ごとに3年以内とする。

#### 第6 事業の実施等

##### 1 事業実施計画の承認

- (1) 研究機関及び支援機関の長は、本事業を実施しようとするときは、毎年度、それぞれ別紙様式第1号により、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、これを農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) (1)の実施計画書の作成に当たっては、研究機関及び支援機関の間で十分調整を行うものとする。
- (3) 実施計画書の記載事項の重要な変更（別に定める産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業費補助金交付要綱の別表に掲げる変更をいう。）については、(1)及び(2)の規定を準用する。

##### 2 事業の実施

- (1) 研究機関は、第6の1の(1)の承認があったときは、支援機関及び公的研究機関との連携の下に、実施計画書に基づき事業を実施するものとする。
- (2) 支援機関は、第6の1の(1)の承認があったときは、実施計画書に基づき事業を実施するものとし、その具体化に当たっては、第2の2の(1)の推進会議の意見を聴くものとする。

#### 第7 評価

- 1 事務局長は、本事業の適正な評価を行うため、別に定める産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業評価実施要領により、評価会を開催するものとする。
- 2 評価会は、本事業における技術開発課題及びその候補についての評価を行うものとする。

#### 第8 成果の取扱い

- 1 研究機関は、本事業による技術開発の成果たる特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権のことをいう。以下同じ。）の取扱いについて、以下の(1)から(3)の規定に従うものとする。
  - (1) 本事業により成果が得られた場合には、特許権等の権利の出願後、別紙様式第2

号により特許権等の出願を報告する出願報告書を作成し、遅滞なく事務局長に提出すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 前項の規定は、研究機関が第6の2の(1)の規定に基づき、本事業の一部を公的研究機関に委託する場合における受託者(以下「当該事業の一部受託者」という。)に対して準用する。

3 研究機関は、第6の2の(1)の規定に基づき本事業の一部を公的研究機関に委託する場合には、当該委託に係る技術開発の成果たる特許権等の取扱いについて、研究の開始前に、受託者及び支援機関と十分調整するものとする。

4 研究機関及び当該事業の一部受託者は、本事業の成果たる特許権等について国以外の第三者に譲渡または利用を許諾する場合には、事前に事務局長に協議してその承諾を得なければならない。また、第8の1の(1)から(3)の規定に従うことを当該第三者に約させなければならない。

5 研究機関及び当該事業の一部受託者が第8の1の(1)から(3)までの規定に従わない場合には、国は交付した補助金の返還を命じるとともに研究機関の名称等を公表する等の措置を講じるものとする。

## 第9 事業成果報告書の提出等

1 研究機関及び支援機関の長は、別紙様式第3号により作成した産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業成果報告書(以下「成果報告書」という。)を、事務局長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 1の成果報告書の作成に当たっては、研究機関及び支援機関の間で十分調整を行うものとする。

3 研究機関及び支援機関は、農林水産大臣が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

## 第10 国の助成

国は、予算の範囲内において、研究機関及び支援機関に対し、本事業の実施に要する経費について別に定めるところにより補助するものとする。

## 第11 国の指導等

国は、本事業が適正かつ円滑に実施されるよう研究機関及び支援機関を指導するものとし、また必要があると認めるときは、研究機関及び支援機関から本事業の実施に関し報告を求めることができるものとする。

## 第12 収益納付

- 1 (1) 研究機関は、別紙様式第4号により、本事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に事務局長に提出しなければならない。
  - (2) (1)の期間中に、本事業の成果に係る特許権等の譲渡若しくは実施権の設定又は成果の企業化が発生した場合においては、収益状況報告書を提出すべき期間は、(1)にかかわらず、発生した年度から起算して5年間延長するものとする。
- 2 事務局長は1の報告書に基づき、事業の実施により研究機関（研究機関が事業の一部を委託して行う場合にあつては、研究機関及び当該事業の一部受託者）に相当の収益が生じたと認めるときは、次により、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、研究機関に対し納付を命ずることができるものとする。
  - (1) 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付する金額は、次の算式のとおりとする。
$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金の確定額の総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術開発費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$
    - ① 式中「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。
    - ② 式中「補助事業に関連して支出された技術開発費総額」とは、補助金の確定額の総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術開発費の合計額をいう。
  - (2) 補助事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付する額は、次の算式のとおりとする。
$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金の確定額の総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$
    - ① 式中「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益について、当該年度までの累計額をいう。
    - ② 式中「企業化に係る総費用」とは、補助金の確定額の総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいう。
    - ③ 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。
- 3 収益納付額の上限は、交付された補助金の確定額の総額から、補助事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
- 4 収益を納付する期間は、1の収益状況報告書を提出すべき期間と同様とする。

### 第13 その他

- 1 本事業の実施期間は、平成21年度までとする。
- 2 本要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、事務局長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」（平成14年4月1日付け13農会第1597号農林水産事務次官依命通知）及び「地域食料産業等再生のための研究開

発等支援事業」(平成17年3月23日付け16農会第1493号農林水産事務次官依命通知)に基づき、平成17年度に事業を実施し、かつ、平成18年度以降も事業の実施を予定している事業実施主体にあっては、本事業に基づくものとしつつ、当該通知に基づいて引き続き事業を実施することができるものとする。

- 2 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 平成18年度に本事業において採択され、平成19年度以降も事業の実施が予定されている技術開発課題については、この通知の施行後も、なお従前の例による。

別紙様式第1号（第6の1関係）

〇〇年度産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施計画書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業を実施したいので、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施要領第6の1の規定により事業実施計画書を提出します。

記

- 1 技術開発課題名
- 2 技術開発課題の目的  
(技術開発課題の背景、社会的・技術的問題点及びその対応策、技術開発課題の特徴等を概説すること。)
- 3 技術開発課題の内容  
(研究機関にあっては(1)、支援機関にあっては(2)について記載すること。)
  - (1) 技術開発の実施に必要な事業
    - ア 基礎となる試験研究の概要及び技術開発の目的  
(公的研究機関の名称、担当研究者名及び技術シーズの内容等を記載すること。)
    - イ 技術開発の内容  
(研究項目、材料、方法等を具体的に記載すること。)
    - ウ 期待される成果  
(本事業を実施することにより、どの程度の成果が期待されるか等について具体的に記載すること。)
    - エ 技術開発の実施場所  
(2か所以上に分かれるとき(公的研究機関を含む)は、すべて記載すること。)
    - オ 技術開発担当者の氏名及び略歴  
(主任研究員、研究員について記載すること。)
  - (2) 技術開発の支援に必要な事業  
(現地指導、推進会議、成果報告会の開催運営等について具体的に記載すること。)

#### 4 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 技術開発費 (1) 直接経費  ①研究員費  ②備品費  ③試験研究費  ④研究委託費  (2) 間接経費 2 技術普及指導費	円	円	円	
計				

- (注) 1 研究委託費の項に係る備考欄には、委託先機関名を記載すること。  
 2 間接経費の項に係る備考欄には、研究委託費を除く直接経費に対する当該比率を% (小数点以下切り上げ) で記載すること。

#### 5 技術開発課題の完了予定年月日

## 6 収支予算

### (1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 国庫補助金 2 自己資金	円	円	円	円	
計					

### (2) 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 技術開発費 (1) 直接経費 ① 研究員費 ② 備品費 ③ 試験研究費 ④ 研究委託費 (2) 間接経費 2 技術普及指導費	円	円	円	円	
計					

(注) 各費目の細目ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。

## 7 添付書類

- (1) 機器等の管理運営に関する規定(案)又は要領(案)
- (2) 間接経費の使用に関する規定(案)等(間接経費の主な使途及び管理等について定めるもの)
- (3) 公的研究機関との委託契約書(案)(又は写し)

別紙様式第2号（第8の1関係）

〇〇年度産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業  
特許権等出願報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名  
印

〇〇年度において、下記のとおり産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業の技術開発の成果に係る特許権等を出願したので、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施要領第8の1の規定により特許権等出願報告書を提出します。

記

- 1 技術開発課題名
- 2 出願した特許権等の内容
  - (1) 番号
  - (2) 出願日
  - (3) 発明の名称
  - (4) 種類
  - (5) 出願人
  - (6) 発明者

別紙様式第3号（第9の1関係）

〇〇年度産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業成果報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業を実施したので、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施要領第9の1の規定により事業成果報告書を提出します。

記

- 1 技術開発課題名
- 2 技術開発課題の目的  
(技術開発課題の背景、社会的・技術的問題点及びその対応策、技術開発課題の特徴等を概説すること。)
- 3 技術開発課題の内容  
(研究機関にあっては(1)、支援機関にあっては(2)について記載すること。)
  - (1) 技術開発の実施に必要な事業
    - ア 基礎となる試験研究の概要及び技術開発の目的  
(公的研究機関の名称、担当研究者名及び技術シーズの内容等を記載すること。)
    - イ 技術開発の内容  
(研究項目、材料、方法等を具体的に記載すること。)
    - ウ 技術開発の実施結果
    - エ 考察
    - オ まとめ
    - カ 今後の問題点
    - キ 特許出願、学会発表等
  - (2) 技術開発の支援に必要な事業  
(現地指導、推進会議、成果報告会の開催運営等について具体的に記載すること。)

別紙様式第4号（第12の1関係）

〇〇年度産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業収益状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名  
印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業に関する 年度の収益の状況について、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業実施要領第12の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	技術開発課題名	
2	補助事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益の累計額	円
3	補助事業の成果の企業化による収益の累計額	円
4	補助事業に関連して支出された技術開発費の総額	円
5	企業化に係る費用の総額	円
6	企業化利用割合	%
7	補助事業の自己負担額	円
8	補助金の確定額	円
	年 月 日付け 第 号確定	円
	年 月 日付け 第 号確定	円
	年 月 日付け 第 号確定	円
	計	円
9	前年度までの収益納付額	円
10	本年度収益納付額	円

(注) 1. 上記2から6については、補助事業の成果に係る特許権等及び製品ごとに算出すること。  
2. 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。